【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（信認金）

第百十四条　会員等は、定款（株式会社金融商品取引所にあつては、業務規程。次項、第三項、次条第一項（第百十九条第六項において準用する場合を含む。）、第百十六条第一項（第百三十二条において準用する場合を含む。）及び第百十九条第一項において同じ。）の定めるところにより、金融商品取引所に対し、信認金を預託しなければならない。

２　信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

３　金融商品取引所は、その定款において、信認金の運用方法を定めなければならない。

４　会員等に対して取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（信認金）

第百十四条　会員等は、定款（株式会社金融商品取引所にあつては、業務規程。次項、第三項、次条第一項（第百十九条第六項において準用する場合を含む。）、第百十六条第一項（第百三十二条において準用する場合を含む。）及び第百十九条第一項において同じ。）の定めるところにより、金融商品取引所に対し、信認金を預託しなければならない。

２　信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

３　金融商品取引所は、その定款において、信認金の運用方法を定めなければならない。

４　会員等に対して取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

（改正前）

（新設）

第百七条の四　会員等は、定款（株式会社証券取引所にあつては、業務規程。次項、第三項、次条第一項（第百八条の三第六項において準用する場合を含む。）、第百七条の六第一項（第百十八条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項において同じ。）の定めるところにより、証券取引所に対し、信認金を預託しなければならない。

②　信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　証券取引所は、その定款において、信認金の運用方法を定めなければならない。

④　会員等に対して取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第百七条の四　会員等は、定款（株式会社証券取引所にあつては、業務規程。次項、第三項、次条第一項（第百八条の三第六項において準用する場合を含む。）、第百七条の六第一項（第百十八条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項において同じ。）の定めるところにより、証券取引所に対し、信認金を預託しなければならない。

②　信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　証券取引所は、その定款において、信認金の運用方法を定めなければならない。

④　会員等に対して取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

（改正前）

第百七条の四　会員等は、定款（株式会社証券取引所にあつては、業務規程。次項、第三項、次条第一項（第百八条の三第六項において準用する場合を含む。）、第百七条の六第一項（第百二十四条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項において同じ。）の定めるところにより、証券取引所に対し、信認金を預託しなければならない。

②　信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　証券取引所は、その定款において、信認金の運用方法を定めなければならない。

④　会員等に対して取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第百七条の四　会員等は、定款（株式会社証券取引所にあつては、業務規程。次項、第三項、次条第一項（第百八条の三第六項において準用する場合を含む。）、第百七条の六第一項（第百二十四条において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第一項において同じ。）の定めるところにより、証券取引所に対し、信認金を預託しなければならない。

②　信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　証券取引所は、その定款において、信認金の運用方法を定めなければならない。

④　会員等に対して取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

（改正前）

第百七条の四　会員等は、定款（株式会社証券取引所にあつては、業務規程。次項及び第三項並びに第百七条の六第一項において同じ。）の定めるところにより、証券取引所に対し、信認金を預託しなければならない。

②　信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　証券取引所は、その定款において、信認金の運用方法を定めなければならない。

④　会員等に対して取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百七条の四　会員等は、定款（株式会社証券取引所にあつては、業務規程。次項及び第三項並びに第百七条の六第一項において同じ。）の定めるところにより、証券取引所に対し、信認金を預託しなければならない。

②　信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　証券取引所は、その定款において、信認金の運用方法を定めなければならない。

④　会員等に対して取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員等の信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

（改正前）

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　証券取引所は、その定款において、会員信認金の運用方法を定めなければならない。

④　会員に対して取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　証券取引所は、その定款において、会員信認金の運用方法を定めなければならない。

④　会員に対して取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

（改正前）

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

③　前項の有価証券の代用価額は、証券取引所が大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認を受けて定めるところにより算出した価額を超えてはならない。

④　会員に対して有価証券市場における有価証券の売買取引等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

③　前項の有価証券の代用価額は、証券取引所が大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認を受けて定めるところにより算出した価額を超えてはならない。

④　会員に対して有価証券市場における有価証券の売買取引等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

（改正前）

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

③　前項の有価証券の代用価額は、証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて定めるところにより算出した価額を超えてはならない。

④　会員に対して有価証券市場における有価証券の売買取引等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

③　前項の有価証券の代用価額は、証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて定めるところにより算出した価額を超えてはならない。

④　会員に対して有価証券市場における有価証券の売買取引等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

（改正前）

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

③　前項の有価証券の代用価額は、証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて定めるところにより算出した価額を超えてはならない。

④　会員に対して有価証券市場における売買取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

③　前項の有価証券の代用価額は、証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて定めるところにより算出した価額を超えてはならない。

④　会員に対して有価証券市場における売買取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

（改正前）

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、国債証券、地方債証券又は当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

③　前項の有価証券の代用価額は、政令で定めるところにより算出した価額を超えてはならない。

④　会員に対して有価証券市場における売買取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、国債証券、地方債証券又は当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が大蔵大臣の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

③　前項の有価証券の代用価額は、政令で定めるところにより算出した価額を超えてはならない。

④　会員に対して有価証券市場における売買取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

（改正前）

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、国債証券、地方債証券又は当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が証券取引委員会の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

③　前項の有価証券の代用価額は、証券取引委員会規則で定めるところにより算出した価額を超えてはならない。

④　会員に対して有価証券市場における売買取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第九十七条　会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

②　会員信認金は、国債証券、地方債証券又は当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が証券取引委員会の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

③　前項の有価証券の代用価額は、証券取引委員会規則で定めるところにより算出した価額を超えてはならない。

④　会員に対して有価証券市場における売買取引の委託をした者は、その委託に因り生じた債権に関し、当該会員の会員信認金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利がある。